

消費税課税事業者【一般課税】の皆様へ

消費税のインボイス導入後は記帳の仕方が変わります!!

令和元年10月に消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が実施されました。更に、令和5年10月からはインボイス制度が導入されます。複数税率（8%・10%）やインボイスの導入により、消費税の申告は益々複雑になります。

日々の記帳が正確にされていないと、申告書を作成することが困難になります。ブルーリターンAなどの会計ソフトをご利用の方は、日々の入力を正しくすることで申告書は作成出来ませんが、一般課税を選択される場合、事務負担は加重になります。尚、基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合は特例制度を適用できます。つきましては、下記日程で個別相談会を開催しますので、予約のご連絡をお願い申し上げます。

◆◆ブルーリターンAご利用者様◆◆

	いつから課税事業者ですか？	記帳方法	税区分	インボイス欄		個別相談日
				1～9月分の取引	10～12月分の取引	
一般課税を選択	以前から課税事業者の方	今までの記帳方法にインボイス欄の選択が加わるのみです。	従来同様、内容に応じて、旧税率8%・税率10%・軽減税率8%・非課税・税外等の税区分を選択する。	空欄 ※選択不要	受け取った領収書・請求書等を基に、登録番号の記載の有無を確認する。記載があれば空欄を選択する。記載が無ければ無を選択する。※但し、1万円未満の取引は登録番号の記載が無くても空欄を選択する。	今までの記帳と大きな変更はありませんので相談日は設けませんが、処理に不安の方は予約の上お越し下さい。
	R5年1月から初めて課税事業者になる方	事業情報設定中の《消費税設定の対応をする》に変更後、 <u>1月1日からの記帳</u> で税区分・インボイス欄を右の通り選択して下さい。	<u>1月1日から</u> 内容に応じて、旧税率8%・税率10%・軽減税率8%・非課税・税外等の税区分を選択する。			6月1日～6月30日 ※土日除く
	R5年10月から初めて課税事業者になる方	事業情報設定中の《消費税設定の対応をする》に変更後、 <u>10月1日からの記帳</u> で税区分・インボイス欄を右の通り選択して下さい。	<u>10月1日から</u> 内容に応じて、旧税率8%・税率10%・軽減税率8%・非課税・税外等の税区分を選択する。			9月1日～9月29日 ※土日祝除く

※一般課税・簡易課税の消費税納税額のシュミレーションをご希望の方は9月末日までにご予約下さい。